

議案第73号

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

住民基本台帳カードの利用目的に多機能端末機による特別区民税及び都民税の課税証明書等を交付するサービスの提供を加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民基本台帳法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」に、「法」を「旧法」に改める。

第2条第1号中「法」を「旧法」に改め、同条第2号中「法」を「住民基本台帳法」に、「又は印鑑登録証明書」を「、印鑑登録証明書」に改め、「ものをいう。以下同じ。）」の次に「その他の証明書」を加える。

第3条中「法」を「旧法」に改め、「利用目的は」の次に「、多機能端末機を利用することにより」を加え、同条第1号中「多機能端末機を利用することにより、住民票」を「住民票」に改め、同条第2号中「多機能端末機を利用することにより、印鑑登録証明書」を「印鑑登録証明書」に改め、同条に次の1号を加える。

③ 特別区民税及び都民税に関する次に掲げる証明書を交付するサービス

ア 課税証明書

イ 納税証明書（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する証明書をいう。）

第4条第1項中「前条第1号及び第2号」を「前条各号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年2月22日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（「法」を「住民基本台帳法」に改める部分に限る。）及び第3条の改正規定（「法」を「旧法」に改める部分に限る。）は、同年1月1日から施行する。